



福岡医発第3073号(地)

平成26年 3月29日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

A型肝炎の発生動向及び注意喚起について

標記の件につきまして、福岡県保健医療介護部を通して別紙のとおり厚生労働省健康局結核感染症課及び医薬食品局食品安全部監視安全課より、通知がありました。

A型肝炎の感染症法に基づく患者報告数が、平成19年以降は年間150例前後で推移してきましたが、平成26年は、第11週までに203例の届出がなされております。

本件はこのような状況に鑑み、A型肝炎ウイルスによる食中毒の対策は、ノロウイルスによる食中毒と共通する対策であることから、大量調理施設（病院、他の医療関連施設、学校等）における調理従事者等への衛生管理の徹底、ワクチン接種等の対策の周知をお願いするものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会会員に対する周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 白石恒明
会長 蒲池 壽

25保衛第3439号

平成26年3月24日

公益社団法人 福岡県医師会長
公益社団法人 福岡県病院協会会長
社団法人 福岡県私設病院協会会長
公益社団法人 全国自治体病院協議会福岡県支部長
一般社団法人 福岡県精神科病院協会会長

殿

福岡県保健医療介護部長
(保健衛生課)

A型肝炎の発生動向及び注意喚起について（通知）

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このことについて、厚生労働省健康局結核感染症課及び医薬食品局食品安全部監視安全課から別添（写）のとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。



事 務 連 絡
平成 26 年 3 月 14 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課
医薬食品局食品安全部監視安全課

A型肝炎の発生動向及び注意喚起について

日頃より感染症の発生動向調査等への御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

A型肝炎の感染症法に基づく患者報告数が、平成 19 年以降は年間 150 例前後で推移してきましたが、本年は、第 9 週までに 102 例の届出がありました。

従来より、「A型肝炎発生届受理時の検体の確保等について」（平成 22 年 4 月 26 日付け健感発第 0426 第 2 号食安監発 0426 第 4 号）等に基づき、患者の糞便検体の確保や感染症法第 15 条に基づく積極的疫学調査を速やかに実施していただくことについて、特段の御配慮をお願いしているところですが、貴職におかれては、現在の A型肝炎の発生状況に鑑み、一層の配慮をよろしくお願いします。

また、食品媒介性 A型肝炎ウイルス対策等については、平成 9 年 11 月 28 日付け衛食第 329 号及び衛乳第 330 号の記 I の 1 及び 3 について、食品等事業者への周知、注意喚起の徹底をお願いします。特に、A型肝炎ウイルスによる食中毒の対策は、ノロウイルスによる食中毒と共通する対策であることから、大量調理施設（弁当屋、仕出し屋、旅館、学校、病院等）等に対し、関連通知に基づき、調理従事者の衛生管理等について周知、徹底を行うようお願いします。

なお、A型肝炎ウイルスの遺伝子解析結果については、食中毒調査支援システムに随時掲載していることを申し添えます。

健感発第 0426 第 2 号
食安監発 0426 第 4 号
平成 22 年 4 月 26 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省 健康局 結核感染症課長

医薬食品局食品安全部監視安全課長

A 型肝炎発生届受理時の検体の確保等について

日頃より感染症の発生動向調査等へのご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

A 型肝炎については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 12 条第 1 項の規定による届出数の増加傾向について、既に本年 4 月 14 日及び 4 月 15 日に、貴部（局）へ情報提供を行ってきたところです。A 型肝炎の発生報告数は、平成 19 年以降、年間 150 例前後で推移してきましたが、今年は、第 10 週以降、届出患者数が例年に比して増加しており、第 14 週までに、すでに 111 例の届出がありました。

A 型肝炎については、糞便中にウイルスが排出され、患者との接触や水、食品等を介して経口的に感染することから、感染症法及び食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。）の双方の観点から必要な対応を行うようお願いしているところですが、感染後の潜伏期間が長く、その感染経路も多岐に渡ることから、聞き取りによる感染源の遡り調査が、非常に困難な場合が見受けられます。

このような状況において、感染源の共通性を見出すためには、患者の糞便から分離されるウイルス株の分子疫学的手法を用いた解析を行い、集団発生の動向を確認することが極めて重要となります。

つきましては、感染症及び食中毒の調査における原因究明及び発生予防の観点から、A 型肝炎の発生届を受理した場合には、ウイルス株の分子疫学的手法による解析が実施できるよう、患者の糞便検体の確保に努めていただきますようお願い致します。また、引き続き、感染症対策主管部（局）及び食品衛生主管部（局）の間で連携を図りつつ、感染症法第 15 条に基づく積極的疫学調査を速やかに実施して頂くことにつきましても、特段のご配慮をお願いします。

なお、分子疫学的手法による検査方法に関する照会（PCR プライマー及び陽性コントロールの供与についての相談を含みます）は、以下の連絡先をお願いいたします。

国立感染症研究所ウイルス第二部第五室長 石井孝司

電話番号 042-561-0771

電子メールアドレス kishii@nih.go.jp



衛 食 第 3 2 9 号

衛 乳 第 3 3 0 号

平成9年11月28日

各 | 都道府県 | 衛生主管部（局）長 殿
政 令 市
特 別 区

厚生省生活衛生局食品保健課長

厚生省生活衛生局乳肉衛生課長

食品媒介性A型肝炎ウイルス対策等について

標記について、平成9年11月26日、食品衛生調査会食中毒部会食中毒情報分析分科会（食中毒サーベイランス分科会を名称変更）において検討し、別添のとおり検討結果がとりまとめられたところである。貴職におかれては、本検討結果を踏まえ、下記事項につき適切な対応を図るようよろしくお願いする。なお、下記Ⅰの3については、当職から社団法人食品衛生協会あてに協力方依頼したところなので念のために申し添える。

記

Ⅰ 食品媒介性A型肝炎ウイルス対策について

1. A型肝炎は糞便経口感染することから、食品の取扱いに際しては入念な手洗い等衛生管理を徹底する必要があることを、広く普及啓発するよう努めること。

2. 感冒様又は消化器様症状を初期症状とする患者発生時には、食品を媒介するA型肝炎ウイルスの関与も念頭において調査を実施すること。なお、食品中からのA型肝炎ウイルスの検出法については、今後研究を進めていく予定である。
3. A型肝炎ワクチンの有効性について、特に、食品取扱者に対する啓発を行うこと。

II 速報対象5菌種による食中毒等について

1. 「食中毒処理要領」（昭和39年7月13日環発第214号厚生省環境衛生局長通知）に基づき、速報の対象とされている事件例については、食中毒との判断があるか否かに関わらず、発生情報の探知後速やかな当職への連絡を徹底されたいこと。なお、「食中毒処理要領」の別表に掲げる病因物質については、患者数の多少にかかわらず報告の対象されたいこと。
2. 腸管出血性大腸菌O157及びサルモネラエンテリティディスの菌株については、国立感染症研究所（旧国立予防衛生研究所）あて送付頂くよう依頼している（平成9年4月25日衛食第134号及び平成9年6月3日衛食第165号、衛乳第168号）ところであるが、DNA分析及びフェージ型別分析が、散発型の集中発生（いわゆるdiffuse outbreak）の調査において有効であることを踏まえ、当該菌株の送付を更に徹底して頂くとともに、今後はO157以外の腸管出血性大腸菌についても菌株の送付にご協力頂きたいこと。
3. 散発事例に発生時には、散発型の集中発生（いわゆるdiffuse outbreak）との関連性を含めた調査を行うこと。なお、全国的又は地域的な発生動向については、1及び2の集計・分析結果に基づき、当職においても情報提供等に更に努めることとしているので申し添える。